滋賀県公立学校臨時的任用職員募集要項

滋賀県教育委員会

滋賀県公立学校臨時的任用職員として任用するために、下記のとおり志願者を募集しています。

1.種 類

- (1)司 書
- (2)栄養職
- (3)事務職

2.応募資格

(1)次の表の種別ごとに、それぞれに掲げる免許状等を所有しておられる方、または 取得見込みの方

種別	所 有 免 許 状 等
司書	司書または司書補の資格証明書
栄 養 職	栄養士免許状
事 務 職	

- (2)地方公務員法第16条および学校教育法第9条に掲げる欠格事由に該当しない方。
- (3)心身ともに健康で、勤務に耐え得る方。

3.応募期間

随時。ただし4月当初からの任用を希望される場合は、原則として1月末日までに志願書を提出 してください。

4.募集する種別

- (1)司 書(高等学校図書室)
- (2)栄養職(公立小・中学校または共同調理場、特別支援学校等)
- (3)事務職(公立小・中学校)

5.応募方法

志願者は、次の書類を滋賀県教育委員会事務局教職員課または、滋賀県小・中学校校長会事務局へ 提出してください。

- (1)滋賀県公立学校臨時的任用職員志願書(所定の用紙) 1部
- (2)司書…司書資格証明書写し

栄養職 ... 栄養士免許状写し

ただし、上記免許状取得見込みの方は、免許状取得見込証明書を提出してください。 免許状取得後直ちに免許状写しを提出してください。

6.登録および任用

- (1) 志願書をもとに書類審査の上、臨時的任用職員志願者名簿に登録します。
- (2) 任用内定にあたっては、当該市町教育委員会または学校長より、本人あて通知します。
- (3)任用の内定通知を受けられた方は、直ちに当該市町教育委員会または、学校長の指示により、 次の書類を提出していただくことになります。

(ア)申立書(所定の用紙)	1部
(イ)健康診断書(3か月以内のもの)	1部
(ウ)資格証明書または免許状写し(事務職不要)	1部
(エ)履歴書(所定のもの)	1部

7.給与その他の勤務条件

滋賀県教育委員会が別に定める「臨時教職員給与取扱要領」等に基づくものとします。

8.その他

- (1)最新の内容での登録となるよう登録の有効期間を登録日から3年間とさせていただきますので、 引き続き登録を希望される方は登録の更新をお願いします。
- (2)登録を抹消したい場合や登録事項に変更が生じたときは、滋賀県教育委員会事務局教職員課ま たは、滋賀県小・中学校校長会事務局までご連絡ください。

問い合わせ先 滋賀県教育委員会事務局教職員課 〒520,8577 滋賀県大津市京町

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 0 7 7 - 5 2 8 - 4 5 3 2 · 4 5 3 4

滋賀県小・中学校校長会事務局

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目4-15 TEL 077-521-1295 (教育会館内)